参考資料

- ○八重瀬町地区計画区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例
- ○八重瀬町富盛地区集落地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
- ○八重瀬町景観条例
- ○八重瀬町特定集客施設の設置等に関する指導要綱





○八重瀬町地区計画区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例

(平成 18 年 1 月 1 日条例第 114 号)

改正 平成 20 年 9 月 19 日条例第 27 号 平成 23 年 12 月 26 日条例第 22 号 令和 3 年 3 月 25 日条例第 10 号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物の用途、敷地、構造、形態意匠及び緑化に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正かつ良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市緑地法の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域(以下「計画区域」という。)内においては、別表第2に掲げる建築物を建築し、又は用途利用してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表第3に掲げる数値以上でなければならない。ただし、施行日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び出窓の外面までの位置は、それぞれ別表第4に掲げる数値以上でなければならない。ただし、敷地の短辺が10mに満たない場合のものについては、仮換地指定日を基準日とする。

(建築物の高さの最高限度及び最低限度)

- 第7条 建築物の高さは、それぞれ別表第5のA欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 沿道商業地区においては、建築物の高さは、別表第5のB欄に掲げる数値以上としなければならない。
- 3 前2項の建築物の高さとは、地盤面からの高さによる。

(かき又はさくの構造の制限)

第8条 かき又はさくの構造の制限は、別表第6に掲げるとおりとする。

(建築物等の形態又は意匠の制限)

第9条 建築物等の形態又は意匠の制限は、別表第7に掲げるとおりとする。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第10条 建築物の敷地が第3条に規定する計画区域の内外にわたる場合又は建築物の敷地が計画区域内の計画地区2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地全部について、当該敷地の過半の属する計画地区にかかわる第4条及び第5条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が第3条に規定する計画区域内の計画地区2以上にわたる場合又は建築物の敷地が 計画区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷 地の属する地区整備計画区域にかかわる第6条から前条までの規定を適用する。

(緑化率の最低限度)

第 11 条 新築又は増築をしようとする建築物の緑化率は、別表第 8 に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする場合も、同様とする。

(緑化率の制限の適用除外)

第12条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前条の規定は適用しない。

- (1) 前条の規定の施行又は適用の際既に新築又は増築に着手していた建築物
- (2) 増築後の建築物の床面積の合計が前条の規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えない増築を行う建築物

(3) 町長がやむを得ないと認めて許可したもの

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第6項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕 又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかか わらず、第5条の規定は適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第6条の規定を受けない建築物について増築、改築、大規模の 修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、当該建築物の既存部分のうち同条の規定に 適合しない部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条 の規定は適用しない。

(許可による特例)

第14条 町長は、この条例の規定の適用に関し、公益上特に必要な建築物及び他の法令規制を受けて用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

2 町長は、この条例の規定の適用に関し、計画区域内の土地の利用状況等に照らし、当該計画地区内における適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障を及ぼすおそれがないものと認めたものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反した場合(次号に規定した場合は除く。)における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第6条、第7条、第8条、第9条又は第11条の規定に違反した場合における当該建築物の 設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合に おいては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有 者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものである ときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東風平町屋宣原地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年東風平町条例第22号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 26 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

屋宜原地区地区	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された
整備計画区域	那覇広域都市計画屋宜原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた
	区域
伊覇地区地区	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 20 条第1項の規定により告示され
整備計画区域	た那覇広域都市計画伊覇地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた
	区域
こちんだプラザ	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 20 条第1項の規定により告示され
地区地区整備計	た那覇広域都市計画伊覇地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた
画区域	区域

別表第2(第4条関係)

別表第 2(第 4	余渕徐)	
地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	建築してはならない建築物
屋宜原地区整備計画区域	住宅地区	 幼稚園 保育所 図書館等 巡査派出所、郵便局等 神社、寺院、教会等 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものも含む。) 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設等 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で15㎡以下のものを除く。)
	沿道住宅 地区 A	1 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線に接する敷地 1) 神社、寺院、教会等 2) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るものも含む。) 3) 単独車庫 4) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のもの並びに動物病院その他これらに類するものを除く。) 2 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線以外の道路に接する敷地 5) 上記 1)から 4)までに掲げるもの 6) 病院 7) 老人ホーム、福祉ホーム等 8) 老人福祉センター、児童厚生施設等
	沿道住宅	1) 店舗、事務所等の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの

地区 B	 2) 神社、寺院、教会等 3) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 4) 自動車教習所 5) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のもの並びに動物病院その他これらに類するものを除く。) 6) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設並びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの 7) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
- 中国三74	8)
中層戸建 住宅地区	 1) 店舗等で床面積が 150 ㎡を超えるもの 2) 大学、高等専門学校、専修学校 3) 図書館等 4) 神社、寺院、教会等 5) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの も含む。) 6) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業 場の床面積が 50 ㎡以下のもの 7) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも のを除く。)
集合住宅地区	1) 戸建専用住宅 2) 兼用住宅 3) 大学、高等専門学校、専修学校 4) 図書館等 5) 神社、寺院、教会等 6) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものも含む。) 7) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のもの 8) 畜舎

屋宜原地区		
地区整備計	地区	1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券
画区域		売場等
		2) 幼稚園
		3) 保育所 4) 自動車教習所
		4) 自動車教習所 5) 倉庫業を営む倉庫
		5)
		の並びに動物病院その他これらに類するものを除く。)
		7) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設
		並びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの
		8) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復
		するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
		9) 堆肥舎
		10) ペット火葬場その他これらに類するもの
		11) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂
		12) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で
		作業場の床面積が 50 ㎡以下のもの 13) 工場
		13) 13 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
		2 都市計画道路 3・4・79 幹線 1 号線に接する敷地
		15) 上記 1)から 14)までに掲げるもの
		16) 店舗、事務所等で床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの
		17) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バ
		ッティング練習場等
		18) 火薬、石油類、ガス等の危険物を貯蔵・処理する施設
		3 国道 507 号若しくは都市計画道路 3・4・79 幹線 1 号線以外の道路 のみに接する敷地
		19) 上記 15)及び 17)から 18)までに掲げるもの
		20) 店舗、事務所等で床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
		ただし、自動車修理工場の用途については、告示日において現に存する
伊惠州区地	化 医 三 油	ものは制限をしない。ただし、規模の拡大を伴わないものとする。
伊覇地区地 区整備計画	住宅地区	1) 幼稚園 2) 保育所
区域		3) 図書館等
		4) 巡査派出所、郵便局等
		5) 神社、寺院、教会等
		6) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
		23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの
		も含む。)
		7) 老人木一厶 福祉木一厶等
		8) 老人福祉センター、児童厚生施設等
		9) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも のを除く。)
	沿道住宅	1 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線に接する敷地
	地区A	1) 神社、寺院、教会等
		2) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
		23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの
		も含む。)
		3) 単独車庫
		4) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも
		の並びに動物病院その他これらに類するものを除く。)

沿道住宅	2 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線以外の道路に接する敷地
地区A	5) 上記 1)から 4)までに掲げるもの
	6) 病院
	7) 老人木一厶、福祉木一厶等
	8) 老人福祉センター、児童厚生施設等 ※ 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線とそれ以外の道路の両方に接す
	※ 都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線とそれ以外の道路の両方に接する場合は、都市計画道路 3・5・東 1 幹線 4 号線における制限を適用する
沿道住宝	1) 店舗、事務所等の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの
	2) 神社、寺院、教会等
و عرق	3) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バ
	ッティング練習場等
	4) 自動車教習所
	5) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも
	の並びに動物病院その他これらに類するものを除く。)
	6) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設並
	びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの7) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復
	7) 遺体女直が、エンバーミング施設との他の遺体を保管や保存、修復するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
	8) 堆肥舎
	9) ペット火葬場その他これらに類するもの
	10) 墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する納骨堂
	ただし、自動車修理工場及び畜舎については、告示日(平成 19 年 9 月 11
	日)において現に存するものは制限をしない。ただし、規模の拡大を伴わ
公米 (4) (5)	ないものとする。
	1) 店舗等で床面積が 150 ㎡を超えるもの 2) 大学、高等専門学校、専修学校
	3) 図書館等
	4) 神社、寺院、教会等
	5) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
	23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの
	も含む。)
	6) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも
	7) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業 場の床面積が 50 m以下のもの
山屋古建	1) 店舗等で床面積の合計が 150 m を超えるもの
	2) 大学、高等専門学校、専修学校
12 0 0 0 1	3) 図書館等
	4) 神社、寺院、教会等
	5) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
	23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの
	6) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のものを除く。)
	7) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業
	場の床面積が50㎡以下のもの
	地 沿地 区 道区 住 B 住 C 宅 宅

	1 // 2 /> /	
伊覇地区地	集合住宅	1) 戸建専用住宅
区整備計画	地区	2) 兼用住宅
区域		3) 大学、高等専門学校、専修学校
		/
		4) 図書館等
		5) 神社、寺院、教会等
		6) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
		23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係るもの
		も含む。)
		7) 畜舎
		8) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業
		場の床面積が 50 ㎡以下のもの
	沿道商業	1 国道 507 号に接する敷地
	地区	1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券
		, 売場等
		2) 幼稚園
		3) 保育所
		3) 休月/II
		4) 自動車教習所
		5) 倉庫業を営む倉庫
		│6) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも │
		´の並びに動物病院その他これらに類するものを除く。)
		7) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設並
		びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの
		8) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復
		するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
		9) 堆肥舎
		10) ペット火葬場その他これらに類するもの
		11) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂
		12) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業
		12) パン屋、水屋、立腐屋、洋脈石、直屋、屋具屋、口報平石等で下案 場の床面積が 50 m以下のもの
		13) 工場
		14) 自動車修理工場
		2 都市計画道路 3・4・79 号幹線 1 号線に接する敷地
		15) 上記 1)から 14)までに掲げるもの
		16) 店舗、事務所等で床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの
		17) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バ
		ッティング練習場等
		18) 火薬、石油類、ガス等の危険物を貯蔵・処理する施設
		3 国道 507 号又は都市計画道路 3・4・79 号幹線 1 号線以外の道路
		のみに接する敷地
		19) 上記 15)及び 17)から 18)までに掲げるもの
		20) 店舗、事務所等で床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
		※ 国道 507 号と都市計画道路 3・4・79 幹線 1 号線の両方に接する場
		合は、国道 507 号における制限を適用する

伊覇地区地	タウンセ	1) 戸建専用住宅
区整備計画	ンター地	2) 共同住宅、寄宿舎、下宿
区域	⊠A	3) 兼用住宅
		4) 店舗等の床面積の合計が 500 ㎡以下のもの
		5) 事務所等の床面積の合計が 500 m以下のもの
		│6) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バ│
		ッティング練習場等
		7) カラオケボックス等
		8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券
		元場等 - 売場等
		9) 劇場、映画館、演芸場、観覧場
		10) 幼稚園
		11) 神社、寺院、教会等
		12) 保育所
		13) 自動車教習所
		14) 倉庫業を営む倉庫
		15) 畜舎
		16) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設
		並びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの
		17) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、
		修復するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
		18) 堆肥舎
		19) ペット火葬場その他これらに類するもの
		20) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂
		21) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業
		場の床面積が 50 ㎡以下のもの
		22) 工場
		23) 自動車修理工場
	タウンセ	1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所・場外車券
	ンター地	, 市場等
	区B	2) 幼稚園
		3) 神社、寺院、教会等
		5) 倉庫業を営む倉庫
		6) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 ㎡以下のも
		の並びに動物病院その他これらに類するものを除く。)
		7) 葬祭場、セレモニーホール、集会場(レストランウエディング施設並
		びに地方公共団体の建築物等を除く。)その他これらに類するもの
		しに地力五大四件の産業物寺で味く。)ての他とれりに乗りるもの
		8) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復
		・するための施設(病院の施設に附属するものを除く。)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		9) 堆肥舎
		10) ペット火葬場その他これらに類するもの
		11) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂
		12) パン屋、米屋、豆腐屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業
		・ 場の床面積が 50 m以下のもの
		13) 工場
	1	14) 自動車修理工場

こちんだプ ラザ地区地	商業地区	下記の 1)から 3)までに掲げる建築物以外
区整備計画 区域		1) 物品販売店舗・飲食店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えない地の。
		2) 電気通信事業の用に供する施設。 3) 前各号の建築物に付属するもの。
	住宅地区	下記の1)から3)までに掲げる建築物以外
		1) 住宅 2) 兼用住宅(店舗部分 50 m以下) 3) 前各号の建築物に付属するもの。
		自動車修理工場の用途については、告示日において現に存するものは 制限をしない。ただし、規模の拡大を伴わないものとする。

別表第3(第5条関係)

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	敷地面積の最低限度
屋宜原地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区	165 m ²
	沿道住宅地区 A	165 m ²
	沿道住宅地区 B	165 m ²
	中層戸建住宅地区	165 m ²
	集合住宅地区	1,000 m
	沿道商業地区	165 m ²
伊覇地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区	165 m ²
	沿道住宅地区 A	165 m ²
	沿道住宅地区 B	165 m ²
	沿道住宅地区 C	165 m ²
	中層戸建住宅地区	165 m ²
	集合住宅地区	1,000 m ²
	沿道商業地区	165 m ²
	タウンセンター地区 A	3,800 m ²
	タウンセンター地区 B	165 m ²
こちんだプラザ地区地区整備 計画区域	商業地区	10,000 m ²
可图应场	住宅地区	165 m ²

別表第 4(第 6 条関係)

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	基本的な制限	敷地面積の 最低限度に 満たない敷 地の場合	敷地の短辺が 10m に満た ない場合	備考
屋宜原地区地区整 備計画区域	低層戸建住宅地区	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	ただし、物 置、車庫そ
1佣計四区域		…1.0m	…1.0m	…1.0m	の他これ
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	らに類す る用途に
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	供し、高さ
	沿道住宅地区 A	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	が 2.3 メ ートル以
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	下で、か
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	つ、壁面位 置の制限
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	に満たな
	沿道住宅地区 B	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	い部分の 床面積の
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	合計が 10
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	平方メー トル未満
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	の建築物
	中層戸建住宅地区	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	又は建築 物の部分
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	について
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	は、この限 りでない。
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	J C 1010 0
	集合住宅地区	・道路境界線			
		…1.0m	_	_	
		・隣地境界線			
		…1.0m			
	沿道商業地区	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	

伊覇地区地区整備	低層戸建住宅地区	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	ただし、物
計画区域		…1.0m	…1.0m	…1.0m	置、車庫そ の他これ
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	らに類するの
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	る用途に 供し、高さ
	沿道住宅地区 A	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	が 2.3 メ ートル以
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	下で、か
		• 隣地境界線	• 隣地境界線	• 隣地境界線	つ、壁面位 置の制限
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	に満たな
	沿道住宅地区 B	・道路境界線	• 道路境界線	・道路境界線	い部分の 床面積の
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	合計が 10
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	平方メー トル未満
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	の建築物
	沿道住宅地区 C	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	又は建築 物の部分
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	について
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	は、この限 りでない。
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	
	中層戸建住宅地区	• 道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	
		• 隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	
	集合住宅地区	• 道路境界線			
		…1.0m	_	_	
		・隣地境界線			
		…1.0m			
	沿道商業地区	• 道路境界線	• 道路境界線	• 道路境界線	
		…1.0m	…1.0m	…1.0m	
		・隣地境界線	• 隣地境界線	• 隣地境界線	
		···1.0m	···0.5m	···0.5m	
	タウンセンター	• 道路境界線	• 道路境界線	• 道路境界線	
	地区 A	···2.0m	…1.0m	…1.0m	
		・隣地境界線	・隣地境界線	・隣地境界線	
		···1.0m	···0.5m	···0.5m	
	タウンセンター	・道路境界線	・道路境界線	・道路境界線	
	地区 B	···2.0m	…1.0m	…1.0m	
		・隣地境界線	• 隣地境界線	• 隣地境界線	
		…1.0m	···0.5m	···0.5m	

こちんだプラザ地 区地区整備計画区 域	商業地区	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …1.0m	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …0.5m	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …0.5m	ただし、物 置いの他で おらに類は る用・ を で で で で で で で で で の で の で の で の で の で
	住宅地区	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …1.0m	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …0.5m	・道路境界線 …1.0m ・隣地境界線 …0.5m	で、 床が 5 平以 内で、 内で、 の方 大のは がりと のは のいて のいて のいて のいて のいて のいて のいて のいて

別表第5(第7条関係)

別衣弟 J(弟 / 余渕徐 <i>)</i>				
地区教徒計画区域の		Α	В	
地区整備計画区域の	計画地区の名称	建築物の高さの	建築物の高さの	
名称		最高限度	最低限度	
屋宜原地区地区整備 計画区域	低層戸建住宅地区	12m(10m)		
可圖匹埃	沿道住宅地区 A	15m(13m)		
	沿道住宅地区 B	20m(18m)	_	
	中層戸建住宅地区	20m(18m)		
	集合住宅地区	25m(23m)		
	沿道商業地区	20m(18m)	6m※	
伊覇地区地区整備 計画区域	低層戸建住宅地区	12m(10m)		
	沿道住宅地区 A	15m(13m)		
	沿道住宅地区 B	20m(18m)	_	
	沿道住宅地区 C	15m(13m)		
	中層戸建住宅地区	20m(18m)		
	集合住宅地区	25m(23m)		
	沿道商業地区	20m(18m)	6m※	
	タウンセンター地区 A	20m(18m)		
	タウンセンター地区 B	20m(18m)		
こちんだプラザ地区 地区整備計画区域	商業地区	20m(18m)		
地区走開时凹区场	住宅地区	12m(10m)		

()内は陸屋根とした場合

※戸建住宅については適用しない。

別表第6(第8条関係)

地区整備計画区	計画地区の名称	かき又はさくの構造の制限
域の名称		
屋宜原地区地区整 備計画区域	低層戸建住宅地区	次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、
	沿道住宅地区 A	門については、この限りではない。
	沿道住宅地区 B	 1)生け垣
	中層戸建住宅地区	2) さくを設ける場合は、敷地地盤高から 1.0m
	集合住宅地区	以上についてはネットフェンス等の透視可能なも
	沿道商業地区	のとし、全体の高さが敷地地盤高から 1.5m 以下 のものとする。
伊覇地区地区整備 計画区域	低層戸建住宅地区	次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門については、この限りではない。
	沿道住宅地区 A	門に少いては、この限りではない。
	沿道住宅地区 B	1)生け垣
	沿道住宅地区 C	2) ブロック、レンガ、石積等の塀の場合、道路との境界部分に面する側に設ける場合は敷地地盤
	中層戸建住宅地区	高から 1.0m 以下とし、隣地境界部分に面する側に設ける場合は敷地地盤高が高いほうの地盤高か
	集合住宅地区	ら 1.2m 以下とする。
	沿道商業地区	3)鉄柵、金網等で透視可能なフェンスの場合、 敷地地盤高から 1.5m 以下のものとする。(ブロ
	タウンセンター地区 A	
	タウンセンター地区 B	
こちんだプラザ地 区地区整備計画区 域	商業地区	道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号の いずれかに適合するものとする。
		 1)生け垣
	住宅地区	2) さくを設ける場合は、敷地地盤面から 1.0m 以上についてはネットフェンス等の透視可能なも のとし、全体の高さが敷地地盤面から 1.5m以下
		のものとする。

別表第7(第9条関係)

地区整備計画区域の 名称	計画地区の名称	建築物等の形態又は	意匠の制限
屋宜原地区地区整備計	低層戸建住宅地区	建築物の屋根を勾配	敷地の地盤高は、区
画区域	沿道住宅地区 A	屋根とする場合は、	画整理事業による造
	沿道住宅地区 B	勾配を 20%(5:1)以	成高より 50 ㎝以上上
	中層戸建住宅地区	上とし、勾配屋根の	げてはならない。
	集合住宅地区	面積は建築面積の 1/	
	沿道商業地区	3以上とする。	
伊覇地区地区整備計画	低層戸建住宅地区	建築物の屋根を勾配	敷地の地盤高は、区
区域	沿道住宅地区 A	屋根とする場合は、	画整理事業による造
	沿道住宅地区 B	勾配を 20%(5:1)以	成高より 50 ㎝以上上
	沿道住宅地区 C	上とし、勾配屋根の	げてはならない。
	中層戸建住宅地区	面積は建築面積の 1/	
	集合住宅地区	3以上とする。	
	沿道商業地区		
	タウンセンター地区 A		
	タウンセンター地区 B		
こちんだプラザ地区地	商業地区	建築物の屋根を勾配	
区整備計画区域		屋根とする場合は、	
		勾配を 20% (1:5)	_
	住宅地区	以上とし、勾配屋根	
		の面積は建築面積の	
		1/3 以上とする。	

別表第8(第11条関係)

地区整備計画	計画地区の名称	緑化率の最低限度
区域の名称		
こちんだプラザ地区地	商業地区	敷地内に敷地面積の 2%に相当する緑地を設け
区整備計画区域		るものとする。
	住宅地区	
		_

○八重瀬町富盛地区集落地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

(平成 18 年 1 月 1 日条例第 115 号)

改正 平成 20 年 9 月 19 日条例第 28 号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正かつ良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定める ところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域(以下「計画区域」という。)内においては、別表第2に掲げる建築物以外を建築し、又は用途利用してはならない。

(建築物の建ペい率の最高限度)

第5条 建築物の建ペい率(建築面積の敷地面積に対する割合)は、それぞれ別表第3に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表第4に掲げる数値以上でなければならない。ただし、施行日に おいて現に存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについてその全部を一の敷地 として利用する場合は、この限りでない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱面の位置は、それぞれ別表第5に掲げる数値以上でなければならない。ただし、車庫等については、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、それぞれ別表第6に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の建築物の高さとは、地盤面からの高さによる。

(かき又はさくの構造の制限)

第9条 かき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、出入口等に用いる部分及び門柱は、この限りでない。

- (1) 生け垣
- (2) ブロック、レンガ、石積等の塀にする場合は、地盤面からの高さが 1.0 メートル以下であること。
- (3) 地盤面からの高さが 1.5 メートル以下の鉄柵、金網等で透視可能なフェンス(高さ 1.0 メートル 以下のブロック、レンガ、石積等を基礎部としても良い。)

(建築物等の形態又は意匠の制限)

第10条 建築物等の形態又は意匠の制限は、別表第7に掲げるとおりとする。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第11条 建築物の敷地が第3条に規定する計画区域の内外にわたる場合又は建築物の敷地が計画区域内の計画地区2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地全部について、当該敷地の

過半の属する計画地区にかかわる第4条及び第6条の規定を適用する。

- 2 建築物の敷地が第3条に規定する計画区域の内外にわたる場合又は建築物の敷地が計画区域内の計画地区2以上にわたる場合においては第5条の規定による制限を法第53条第1項の規定による制限とみなして、法第53条第2項の規定を準用する。
- 3 建築物の敷地が第3条に規定する計画区域の内外にわたる場合又は建築物の敷地が計画区域内の計画地区2以上にわたる場合における第7条から前条までの規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画区域にかかわるこれらの規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第12条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ床面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第6項まで及び法第53条の規定並びに第5条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時に おけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第7条の規定を受けない建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、当該建築物の既存部分のうち同条の規定に適合しない部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定は適用しない。

(公益上必要な建築物及び他法令で規制を受けるものの特例)

第13条 町長は、この条例の規定の適用に関し、公益上特に必要な建築物及び他の法令規制を受けて用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反した場合(次号に規定した場合は除く。)における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第6条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

- (3) 第5条、第7条、第8条第1項、第9条又は第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、 管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東風平町富盛地区集落地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年東風平町条例第23号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の 例による。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 28 号) この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

富盛地区集落地区整備計	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告
	示された那覇広域都市計画富盛地区集落地区計画の区域のうち、集落
画区域	地区整備計画が定められた区域

別表第2(第4条関係)

富盛地区集落地区整備計画	住宅地区	1) 法別表第 2(い)項に掲げる建築物(ただし、既存の建築物につい
区域		てはこの限りでないが、建て替え
		の場合でも従前の規模を超えては
		2) 農業用倉庫
	生活利便地区	1) 法別表第 2(ろ)項に掲げる建 築物(ただし、既存の建築物につい
		│ てはこの限りでないが、建て替え │ │ の場合でも従前の規模を超えては │
		ならない。)
		2) 農業用倉庫

別表第3(第5条関係)

		建ぺい率の最高限度
富盛地区集落地区整備計画	住宅地区	5/10
区域	生活利便地区	6/10

別表第 4(第 6 条関係)

		敷地面積の最低限度
富盛地区集落地区整備計画	住宅地区	130m2
区域	生活利便地区	130m2

別表第5(第7条関係)

		基本的な制限
富盛地区集落地区整備計画	住宅地区	道路境界線···1m
区域		隣地境界線···1m
	生活利便地区	道路境界線···1m
		隣地境界線⋯1m

別表第6(第8条関係)

		建築物の高さの最高限度
富盛地区集落地区整備計画	住宅地区	12m(10m)
区域	生活利便地区	12m(10m)

()内は陸屋根とした場合

別表第7(第10条関係)

	建築物の形態又は意匠の制限		
富盛地区集落地区整備計画	建築物の屋根を勾配屋根とする場合は、勾配は 20%(5:1)以		
区域	上とし、勾配屋根の面積は建築面積の 1/3 以上とする。		

○八重瀬町景観条例

(平成 26 年 3 月 5 日条例第 10 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、八重瀬町(以下「町」という。)の良好な景観の形成に関する必要な事項及び 景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法に おいて使用する用語の例による。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 町の重要な景観要素である自然景観及び歴史・文化的景観を主眼におきつつ、良好な景観を保全、創出、再生し、次世代へより良い形で引き継ぎ、観光・文化、潤いのある豊かなまちとして、良好な景観形成を行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、法及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の 形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に 自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなら ない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努め、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」 という。)を定めるものとする。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域を 景観形成重点地区として定めることができる。

(景観形成重点地区における景観づくりの推進)

第9条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区及び準景観地区として定めるよう努めるものとする。

- 2 町長は、前項の重点地区の景観づくりの推進に当たっては、都市計画をはじめ、関係部門との 連携を密にし、施策を展開するよう努めなければならない。
- 3 町長は、重点地区において、特に重要な地区に対しては、景観計画で定めた方針の実現又は町 民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成 することができる。

(事前協議)

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出に先立ち、当該行為について町長に対して協議を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する協議を行うに際して、行為者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(届出を要する行為)

第 11 条 法第 16 条第 1 項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届出なければならない。

2法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更及び盛土の堆積で、当該行為にかかる土地の面積が、1,000 平方メートルを超える場合
- (2) 屋外における土石、再生資源その他物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが 4 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 500 平方メートルを超える場合 (届出及び勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号の届出を要する行為で、規則で定めるもの
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第 13 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第 14 条 町長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出にかかる行為が景観計画 に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指 導するものとする。

(勧告、命令及び公表)

第 15 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告又は法第 17 条第 1 項若しくは同条第 5 項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(要請)

第 16 条 町長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(景観重要建造物の指定の手続)

第 17条 町長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴くものとする。

- 2 町長は、前項の景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 3前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の原状回復命令等の手続)

第 18 条 町長は、法第 23 条第 1 項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 19 条 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観の保持に努めること。
- (2) 景観重要建造物に消火器その他の消化設備を設置し、防災上必要な措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため町長が必要と認める措置を講じること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告の手続)

第 20 条 町長は、法第 26 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定の手続)

第 21 条 町長は、法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。) の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3前 2 項の規定は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第22条 町長は、法第32条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第26条第1項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講じること。
- (3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため町長が必要と認める 措置を講じること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手続)

第24条 町長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、 あらかじめ、第26条第1項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。 (普及啓発)

第25条 町長は、町民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(八重瀬町景観委員会)

第26条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、八重瀬町景観委員会を設置する。 2景観委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

○八重瀬町特定集客施設の設置等に関する指導要綱

(令和2年12月1日告示第52号)

(目的)

第1条 この告示は、特定集客施設の設置等に関する必要な事項を定めることにより、近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定集客施設 ホテル、旅館、セレモニーホール、結婚式場、神社、寺院、教会等宗教施設、 葬祭場、バッティング練習場、ゴルフ練習場、ぱちんこ屋、スロットマシン店、射的場、馬券・ 場外車券売場及びそれらに類する施設並びにそれらに関連する駐車場及び施設をいう。
- (2) 設置等 新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更をいう。
- (3) 事業主 特定集客施設の建築等又は管理運営をしようとする者をいう。
- (4) 近隣関係住民等 特定集客施設の敷地境界から水平距離が 100 メートルの範囲内にある土地又は建築物の所有者、占有者及び居住者並びにその範囲に存する事業関係者等及び自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第8条に規定する環境整備事項 及び第9条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう特定集客施設の設置又は管理運営を行い、 近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から特定集客施設の設置等に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 特定集客施設の設置等をしようとする事業主は、第6条に規定する標識を設置する前に、 事前協議書(様式第1号)を町長に提出し、当該事業の計画内容及びこの告示に定める事項について 協議を行うものとし、町長の意見を求めるものとする。ただし、町長が事前協議不要と認めた場合 は、その限りではない。

(標識の設置及び報告)

第6条 事業主は、特定集客施設の設置等をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該計画敷地内の見やすいところに標識(様式第2号)を設置し、その旨を標識設置(変更)届(様式第3号)により町長に提出するものとする。

- 2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも 60 日前から設置するものとする。
- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認申請(以下「確認申請」という。)又は 建築工事届の日
- (2) 確認申請に伴う許可(建築基準関係規定によるものを含む。)又は認定の手続を行おうとする日
- (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為許可申請、建築物の新築等許可申請及び開発許可等不要証明願の日
- (4) 沖縄県県土保全条例に基づく開発行為に係る事前協議申出の日
- (5) 八重瀬町開発行為の手続等に関する条例に基づく協議申出の日
- (6) 都市計画法及び建築基準法に基づく地区計画届出の日

- (7) 土地区画整理法(昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号)に基づく第 76 条第 1 項許可申請の日
- (8) その他関係法令等により許認可等の必要がある場合は、その手続きを行おうとする日 3第1項に規定する標識は、特定集客施設の設置等が完了する日までの間、設置するものとする。 (説明会等)

第7条 事業主は、特定集客施設を設置しようとするときは、前条第1項に規定する標識を設置した日から14日を経過した日以後速やかに、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会及び戸別訪問等(以下「説明会等」という。)の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 特定集客施設の敷地の形態、及び規模並びに敷地内の建築物、付近の建築物の位置の概要
- (2) 特定集客施設の規模、構造及び用途
- (3) 特定集客施設に関連する自動車駐車場計画及び施設
- (4) 特定集客施設の設置に伴い生じる周辺の生活環境に及ぼす影響とその対策
- (5) 特定集客施設の工期、工法及び作業方法並びに工事による危害防止策
- (6) 特定集客施設の管理運営体制及び営業形態
- 2事業主は、近隣関係住民等に対し第1項の説明会等を実施したときは、その内容について近隣 関係住民等説明報告書(様式第4号)を町長に提出するものとする。
- 3 事業主は、近隣関係住民等から個別に設置計画等について説明を求められたときは、速やかに これに応じるものとする。この場合において、当該説明を行った後速やかに町長に近隣関係住 民等説明報告書を提出するものとする。
- 4 事業主は、特定集客施設の設置及び管理運営によって生じた全ての紛争等について、解決する ために誠意をもって対応するものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、特定集客施設の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう 努めるものとする。

- (1) 特定集客施設に関連する自動車駐車場は、収容数の規模に応じて適切に敷地内又はその近傍地に確保することとし、特定集客施設の用に供する車両の駐車場も適切に確保すること。
- (2) 特定集客施設の外壁やこれに代わる柱等の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上 (地区計画区域については、地区計画の規定に準ずること)確保することとし、樹木等により 緑化の推進に努めること。
- (3) 特定集客施設の開口部等に樹木等による緑化により隣地に対して配慮すること。
- (4) 特定集客施設の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理 運営事項)

第9条 事業主は、特定集客施設の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、 近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 特定集客施設の設置により、自動車による違法駐車・交通渋滞等が予測される場合は、近隣の駐車場を適切に確保等することとし、路上駐車及び他施設等への駐車禁止対策並びに交通渋滞及び事故の防止に努めること。
- (2) 近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう特定集客施設の防音対策及び防臭対策等 を行うこと。
- (3) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

- (4) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって 速やかに対応すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(計画変更及び事業主変更)

第10条 事業主は、第5条の規定により事前協議書に係る特定集客施設の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(計画内容の継承)

第 11 条 事業主は、第 5 条の規定により提出した事前協議書等に係る特定集客施設を譲渡し、又は 賃貸する場合は、計画内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵 守するものとする。

(勧告)

第12条 町長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議書の計画内容等を実行しない事業主(協議中の事業主等を含む。)に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

八重瀬町地区計画運用基準

発行:令和3年8月



八重瀬町役場

経済建設部 都市整備課

〒901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地

電話:098-998-6989 FAX:098-998-6981